

学校法人美作学園法人役員・評議員報酬規程

第1条 この規程は学校法人美作学園の役員・評議員に報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程の報酬は年間報酬として別表1のとおりとする。
ただし、理事長の報酬については、12カ月で除し月報酬とすることができる。

第3条 在任期間が1カ年未満の場合は、第2条に定める額を12カ月で除し在任月数を乗じたものとする。

別 表 1

	法人役員・評議員年間報酬表				
法人役員等	理事長	常勤理事	非常勤理事	監 事	評議員
年間報酬額	100,000 円	50,000 円	80,000 円	80,000 円	15,000 円 30,000 円 ※

※2025年4月1日改正の寄附行為第二十八条第1項第一号により選任された評議員（法人職員）の年間報酬は15,000円とし、同条項第二号（同窓生）、同条項第三号（学識経験者）の評議員は30,000円とする。

附則 この規程は平成6年12月20日より実施する。
この規程の一部を改正し、平成7年4月17日に遡及し実施する。
この規程の一部を改正し、平成19年11月24日に遡及し実施する。
この規程の一部を改正し、平成31年4月1日に遡及し実施する。
この規程の一部を改正し、2025年度定時評議員会終了後（2025年5月28日）から実施する。

学校法人美作学園 法人役員等退任・慶弔についての規程

第1条 この規程は学校法人美作学園の理事・監事及び評議員の退任・慶弔事の場合に第5条についての規定する金品を贈呈するに必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程において退任とは、その任を離れた場合をいい、再任の場合は通年とする。

但し、理事及び評議員を兼任した期間は理事の在任期間として算定し、監事及び評議員を兼任した場合は監事の在任期間として算定する。

なお、通算期間については昭和25年12月5日以降の年月とする。

第3条 この規程において慶弔事とは、本人の病気・障害及び死亡をいう。

第4条 次の各号の1に該当する場合には、退任による金品を贈呈しないことができる。

- 懲戒・解任となった場合
- 禁固以上の刑に処せられことによる退任の場合

第5条 この規程の第2条による退任及び第3条に定める慶弔事の場合贈呈する金品は次の表のとおりとする。

種 別 等		該 当 者		
		理 事	監 事	評議員
退 任	(在任1カ年につき)	(10,000) 20,000 円	(5,000) 10,000 円	(3,000) 6,000 円
慶弔事	本人の病気・障害が入院手術等重大なもの、又は、病臥長期にわたる場合	20,000 円	10,000 円	10,000 円
	本人の死亡	100,000 円	60,000 円	30,000 円

注(1)()の数字は改正前の金額である。

(2) 退任者の在任期間については、月単位をもって算定し、1カ月未満は切り捨てとする。

但し、在任1カ年未満は1カ年とする。

附則 この規定は昭和49年12月23日より施行する。

この規定の一部を改正し、平成6年6月1日より施行する。

但し退任の場合、平成6年5月31日までの通算期間分については、改正前の額によるものとする。